

つくば市入札監視委員会
平成25年度第2回会議 審議概要

開催日時 及び場所	平成26年1月31日(金) 15:00～	
	つくば市役所 庁舎5階 庁議室	
出席委員	<small>委員長</small> 平沢 照雄 (大学教授) 井上 純三 (国立研究所研究官) 川端 京子 (税理士) 佐藤 裕光 (司法書士) 村上 正子 (大学准教授) 谷貝 一雄 (元地方公務員) (敬称略)	
審議対象期間	平成25年4月1日 ～ 平成25年9月30日	
審議案件総数	7件	
建設工事	3件	(一般競争:2件, 随意契約:1件)
測量・建設コンサルタント	2件	(一般競争:2件)
業務・物品等調達	2件	(一般競争:2件)
委員からの 質問・意見, それに対する 回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 建議の内容	特になし。	
その他	委員の任期は2年であるため, 3月末で満了となる。	

事案1:25市水新設第6号萱丸地区配水管布設工事

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	平成25年6月27日
主管課	上下水道部 水道工務課
種別	土木一式工事
入札者数	21者（参加申請:26者）
予定価格	29,720,000円(税抜き)
落札額	22,960,000円(税抜き)
落札率	77.25%

質問・意見

回答・説明

失格基準価格未満で入札したため失格となった者がいるが、失格基準価格については、入札前にあらかじめ提示していたのか。

提示していない。

落札者は、失格基準価格と同額で入札しているが、失格基準価格がわからない中で入札して、たまたま同額で入札したということか。

そのとおりである。

失格基準価格は、どのように算出するのか。

低入札価格調査制度の調査基準価格については、基本的には国等から示されているモデルを使用しているが、国のモデルが昨年4月に改正されたため、つくば市では、一つ前のモデルを採用している。

調査基準価格の下の失格ライン、つまり、失格基準価格については、国では失格基準価格や最低制限価格がないため、明確な基準が示されているわけではないが、ダンピング排除等のために適正なラインで失格基準価格の運用を行うことが望ましいといった通達等がある。

そのため、いくつかシミュレーションを行った上で、予定価格に応じて、調査基準価格の何%といった割合を定めて失格ラインを設定した。

そのような計算方法は、公表されていて、事業者でもわかるのか。

市ホームページの入札のひろばに低入札価格調査制度の概要が載せてあるが、調査基準価格の算出方法やそれを下回った場合の調査概要及び様式等も公表している。

現在は、予定価格が1,500万円以上の建設工事では、予定価格が事後公表となっているが、今年度前期は、建設工事はすべて事前公表だったため、業者が積算をする中で、この事案のように失格基準価格と同額で入札するケースも当然あり得ることである。

<p>失格基準価格を下回ったら、低入札価格調査をすることなく、即座に失格になるのか。</p>	<p>そのとおりである。 調査基準価格を下回っていなければ、事後審査、つまり資格審査のみを行って落札者を決定する。 調査基準価格を下回って失格基準価格までの入札価格である場合は、事後審査が終わった後に、低入札価格調査委員会を開いて低入札価格調査を行う。その際、調査基準価格との乖離の額が小さく、かつ、予定価格が1億円未満の場合は、簡易型調査により落札者を決定している。</p>
--	--

《評価》
この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

事案2:25消防本部消防庁舎建設工事

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	平成25年8月27日
主管課	都市建設部 営繕・住宅課
種別	建築一式工事
入札者数	1者（参加申請:2者）
予定価格	1,482,000,000円（税抜き）
落札額	1,377,000,000円（税抜き）
落札率	92.91%

質問・意見

回答・説明

これほどの工事規模になると、あまり競争性が高くないものなのか。

年度当初等に、工事の発注予定について、四半期に分けた公表はしているが、具体的な公告時期までは公表していない。今回は、発注時期がお盆を挟む時期であったことが業者側からすると都合が悪かったのではないかと考えられる。
建築関係は、下請業者から様々な見積りを取らなければならないが、発注時期がわからないため、事前に見積りを取っておくこともできないし、積算が難しかったのだと思う。

お盆に係る時期の発注となってしまったことが入札参加者が少なかった要因の一つだとするならば、なぜ発注時期が7月になってしまったのか。

前年度から設計委託をしていたが、設計が終わっても、建築指導課の計画通知が下りないと工事の執行ができない。計画通知が下り次第速やかに事務手続きを行ったところ7月となった。

金額が大きいのに落札率が高いようだが。

現在の建設業界では、資材の高騰及び職人不足が大きな問題となっている。そのため、なかなか落札価格が下がらない状況にある。

入札したのは1者だが、物品調達等については、参加者が1者のため不調となっている案件があるが。

以前は、建設工事についても、複数参加で入札成立としていた。しかし、入札参加者数の減少については、全国的な問題になっている。市としても、入札が不調に終わってしまうと事業が遅れてしまうということもあって、まず初めに、建設工事については、1者のみの参加でも入札成立とする運用に変更した。昨年8月からは、物品調達等を含めたすべての案件について、1者でも入札成立とする運用をしている。

入札参加資格要件で、過去10年以内に、延床面積2,500㎡以上の免震構造建築物の建設を元請けとして契約した実績を求めているが、かなり条件が厳しかったのではないのか。

消防庁舎は、災害時に第一線で活躍する場所でもあるため、免震によって被害を最小限に抑え、通常通りに稼働できることを目標としている。
設計通りに施工できることを一番に考え、今回と同規模の建築物の施工実績を求めたものである。

<p>分離発注などもあると聞くが。</p>	<p>この建設工事は、建築、電気、設備と大きく3つ程度に分けられるが、それをおのおの発注するのが分離発注である。</p> <p>この案件は、一括発注としたが、この場合には、一施工者がそれらをひとまとめで請け負うことで、よりスムーズな施工が可能になると、工事経費が抑えられるというメリットがある。</p> <p>この他に、外構工事と太陽光の設置工事等については、平成26年度中に別途発注を考えている。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p>	

事案3:25粗大・不燃ごみ処理施設破砕機ローター交換工事

《 随意契約 》

見積期日	平成25年8月23日
主管課	環境生活部 クリーンセンター
種別	機械器具設置工事
見積者数	1者
予定価格	29,460,000円(税抜き)
見積金額	27,500,000円(税抜き)
比率	93.35%

質問・意見

回答・説明

このローターを交換したのは初めてか。

この破砕機を導入したのが1977年である。以前は、3年程度でローターを交換していたようだが、ここ数年は、4年に一度交換している。ただし、3年目から4年目の間は、機械を直しながら使用しているため、現在でも3年程度で交換するのがベストだとは思う。4年での交換はぎりぎりであるが、コスト等を勘案した上で、このような周期としている。

特許を取得しているから他社では作れないということか。

破砕機には色々な種類があるが、特許取得なり意匠登録なりをしないと他社に参入されてしまうので、企業の方も努力しているようだ。

メンテナンスについても、契約業者が何らかの形で関わっているのか。

消耗部品については、契約業者から購入して、市の委託業者が交換している。

どんな機械でも耐用年数があると思うが、4年に一度メンテナンスをしていくと、半永久的に使用できるのか。

この他にも定期的に交換している部品がいくつかあるが、交換していくことでどこかしらが新品になるため、はっきりとした寿命はわからない。

《評価》

この事案に関する契約手続きは、適正に行われたものとする。

事案4:25地籍調査事業測量業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	平成25年7月29日
主管課	都市建設部 地籍調査課
種別	測量
入札者数	9者 (参加申請:9者)
予定価格	16,750,000円(税抜き)
落札額	15,900,000円(税抜き)
落札率	94.93%

質問・意見

回答・説明

業務実績について、平成17年度以降の契約実績を求めているのはなぜか。

平成12年度から国で一筆地調査の外部委託制度が導入された。県内自治体でも外部委託の実績が出てきたのが平成17年度頃からであったため、このような条件を設定した。

入札が無効になっている者がいるが、その理由をわかりやすく説明願いたい。

平成17年度以降の一筆地調査の実績がなかったため、資格要件を満たしておらず、無効となったものである。

一筆地調査の実績の有無は、大きな問題なのか。

一筆地調査は、土地の所有者・地目・地番・境界の確認等を委託する業務であるため、その実績の有無は、事業を円滑に執行するために必要であると考えている。

そもそも地籍調査の目的は何か。

法務局に備えてある公図は、明治時代に作成された600分の1の図面を利用しているが、現地と不一致な部分が多い。それを解消するために、昭和26年に国が法律を制定して、国土調査事業が始まった。つくば市では、昭和38年から実施しているが、公図と現地の不一致の解消が目的である。

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

事案5:25つくば市サイクルシェアリング実証実験業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

入札日	平成25年9月30日
主管課	企画部 交通政策課
種別	土木関係コンサルタント
入札者数	2者（参加申請:3者）
予定価格	7,400,000円(税抜き)
落札額	7,300,000円(税抜き)
落札率	98.65%

質問・意見

回答・説明

入札参加資格要件の業務実績を「過去10年以内」と設定した理由は。	他の自治体における過去10年以内のサイクルシェアリングの実績について簡単に調査し、この案件については、このような条件を設けた。
他の自治体でもサイクルシェアリングを行っているのか。	他の自治体では、かなり大規模なサイクルシェアリングを行っているところもあるようだが、つくば市では、実証実験の段階なので、費用対効果を考えてこの程度の規模で行っている。
8カ所のサイクルポートを設置する費用は、契約金額に含まれているのか。	そのとおりである。
落札業者は、実績のある会社なのか。	かなり実績はあるようなので、これまでのシステムを流用することができるため、安価で受注できたのだと思う。
「研究学園駅周辺の自転車利用需要や運営に関する課題等を昨年度に引き続き把握するため」とあるが、この事業は、複数年度行っていることなのか。	昨年2月の一カ月間でサイクルシェアリング実証実験を行ったが、自転車を利用する環境として適当な時期なのか疑問があったため、今回は、秋口から5カ月程度の期間で実験を行うこととした。
現在も調査実施中ということか。	3月10日まで実証実験を行う予定である。
自転車の種類はどのようなものか。	現在は、いわゆるママチャリである。随時アンケートを取っているが、実際使っている方からは、ギア付きとかロードタイプとかいった意見も寄せられている。

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

事案6:25市単大曾根小学校外35校教材備品(テレビモニター他)購入

《 条件付き一般競争入札 》 紙入札

開札日	平成25年5月31日
主管課	教育委員会事務局 教育施設課
種別	その他の物品
入札者数	2者 (参加申請:2者)
予定価格	29,600,000円(税抜き)
落札額	29,563,000円(税抜き)
落札率	99.88%

質問・意見

回答・説明

2者のうち1者が予定価格をオーバーして入札しているようだが。

物品等については、予定価格非公表で入札を行っているためである。

見積りは、何者から取ったのか。

メーカー見積りを3者から取ったが、その中で一番低価格な見積額に更に掛け率を掛けて予定価格を設定した。結果として、落札率がかなり高く感じるが、定価より安価な見積額に、更に掛け率を掛けているので、製品の定価よりは相当安くなっている。

製造業者として4メーカーを指定しているが、入出力端子や画面サイズ等の条件を満たすのが4社しかなかったのか、それとも、品質面を考慮してメーカーを絞ったのか。

安定した品質を確保するため、それから、これほど大型のフルハイビジョンディスプレイを製造しているメーカーは限られるため、国内の主要メーカー製のものに限定した。

電子黒板というICT教育に使用するものがあるが、それだと高価になるため、テレビモニターと付属品を併せて電子モニターに近い機能を発揮できるもの、それから、ある程度の学校に整備できるものとして仕様書を練った。

入札参加資格要件で、過去5年以内の納入実績を求めているが、国、地方公共団体又は大学等に限定して実績を問う必要があったのか。

小学校全部の36校に、ある程度の期間内で納入してもらうことになるため、納入体制が整っていないと、学校で機器を有効活用してもらうために、十分なアフターフォローが必要であると考え、公共機関や教育機関等への納入実績があることを資格要件とした。

入札参加資格を満たすと想定した業者数に対し、参加申請者数が少ないのではないのか。

台数もまとまるため、ある程度の参加者がいると見込んでいた。しかし、1カ所に納入するわけではなく、市内全域の小学校に夏休み期間中に設置し、動作確認をして、取扱説明等を完了しなければならないので、そのような対応ができないという業者もいたのではないかと思う。

<p>紙入札で行った理由は。</p>	<p>予定価格が事前公表ではないため、一回目の入札で予定価格に達しないこともある。その場合は、更に価格を下げて、再度入札することになる。その際、郵便入札だと二回目の入札書を郵送してもらわなければならないため、効率的な運用ができない。また、電子入札については、当案件の時点では、物品等購入の電子入札システムが稼働していなかった。</p> <p>よって、入札会場に来ていただき、一回目の入札を行って予定価格に達しなかった場合は、その場で二回目の入札を行うという紙入札の方法が効率的であると考えた。</p>
<p>将来的には、このような案件についても電子入札を行っていくのか。</p>	<p>昨年8月に物品調達等の電子入札システム説明会を行ったが、利用者登録の状況等を踏まえながら、順次電子入札を実施していきたいと考えている。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p>	

事案7:25-28つくば市庁舎他55施設電力供給

《条件付き一般競争入札》紙入札

入札日	平成25年7月29日
主管課	総務部 管財課
種別	その他の物品
入札者数	5者（参加申請:5者）
予定価格	206,270,000円(税込み)
落札額	172,207,013円(税込み)
落札率	83.49%

質問・意見

回答・説明

消費税抜きの価格が困難であったため、入札を税込みによる金額で行ったものと思うが、なぜ困難であったのか。

まず、契約電力に対する税込の基本料金がある。それから、電気使用量に応じて、夏期料金(6～9月)とそれ以外の時期の料金が同じく税込で設定されている。
この事案の施設数は56あるが、各施設の月額を一度税抜にした上で、最終的に税込価格で積算するとなると、施設数も多く、また、12カ月分で計算すると、端数処理の積み上げだけでもかなり金額が違ってきてしまうことを考慮し、税込価格による入札を行った。
他の自治体でも税込で入札を行った実績があると聞いている。

同一開札日でこの事案と同じような事業がもう一つあるが、なぜ2つに分けたのか。

各電気事業者は、つくば市以外にも電気を供給しているため、全施設を一者で受注するとなると、供給能力的に請け負いきれないことも考えられる。今回は、施設数が多いため契約を二件に分けた。

もう一件の方も同じ業者が参加しているが、落札業者は違うようだが。

学校は夏休みがあるため、学校関係施設を重視している業者や、年間を通して業務を行っている施設を重視している業者など、それぞれの考え方があるので、価格にも差が出てくるのだと思う。

入札公告の中で、最低制限価格を設けない、それから、低入札価格調査も適用しないとなっているが。

工事関係については、国の中央公契連から指標が示されているので、それらの制度を導入しているが、物品調達等については、特に指標が示されていない。最低制限価格等を設けている自治体もあるが、つくば市では現在のところ、制度を導入していない。

電力供給契約書の第8条に太陽光発電促進付加金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を料金に含めるように記載してあるが。

それらの金額については、東京電力が定めた金額を民間の電力供給会社も運用している。

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。